

火災概況月報 (令和7年11月分)

2025年度全国統一防火標語 『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

火災概況通信 12月号 令和7年12月19日

編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

区分	火災件数(件)						焼損面積			火災損害額(千円)	焼損棟数(棟)	り災世帯数(世帯)	り災人員(人)	
	計	建物		林野	車両	その他	建物焼損	建物焼損	林野焼損					
		住宅(併用共同含)	その他				床面積(m ²)	表面積(m ²)	面積(a)					
合計	前月累計	608	164	120	14	71	239	14,305	1,329	65	1,055,487	388	212	470
	本月計	61	26	12	0	6	17	577	15	0	30,566	29	21	55
	累計	669	190	132	14	77	256	14,882	1,344	65	1,086,053	417	233	525
	前年累計比較	40	△ 17	△ 2	2	13	44	△ 3,541	△ 13	△ 35	△ 706,086	△ 39	△ 39	△ 95
前年累計分	同月分	45	12	13	1	8	11	229	16	1	16,853	24	15	32
629	207	134	12	64	212	18,423	1,357	100	1,792,139	456	272	620		

区分	死傷者数		出火原因(件)										電灯・電話等配線	その他	不明調査中
	死者(人)	負傷者(人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放火	放火の疑い	ストーブ	火入れ				
合計	前月累計	23	77	608	31	38	3	87	19	25	16	41	24	209	115
	本月計	3	6	61	3	1	1	1	1	2	1	2	2	20	28
	累計	26	83	669	34	39	4	88	20	26	18	42	26	229	143
	前年累計比較	△ 4	△ 28	40	△ 2	△ 6	△ 1	30	△ 23	0	1	11	6	△ 24	48
前年累計分	同月分	0	10	45	2	5	0	5	3	1	1	2	0	13	13
30	111	629	36	45	5	5	58	43	26	17	31	20	253	95	

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

1 11月の総出火件数は61件で、前年同月に比べ16件増加(35.6%増)しました。

・建物火災は38件(13件増)、林野火災0件(1件減)、車両火災は6件(2件減)、その他火災は17件(6件増)となっています。

・建物火災は全火災の62.3%でした。



2 11月の火災による死者は3人で前年同月に比べ3人増加、負傷者は6人で前年同月に比べ4人減少しました。

3 出火原因の第1位は「たばこ」で3件でした。

・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は2件(3.3%)です。



★ 火災が増える季節に入りました

年末に近づくにつれて、冬らしい寒い日が増えてきました。もうすでにストーブ等を使いはじめた家庭も多いかと思います。冬から春にかけては、空気が乾燥することや、たき火や火入れをする機会が増えること、暖房器具を使うようになることなどから夏から秋と比較し、毎年火災の発生件数が多くなっています。以下のポイントに注意し、火災を未然に防ぎましょう！

◆たき火や火入れなどによる火災を防ぐために

- ・周囲に燃えやすいものがない場所で行う
- ・乾燥注意報等が出ているときや、風の強いときはやめる
- ・水バケツ、消火器等による消火の準備をする
- ・少しずつ燃やし、着衣着火・やけど等に注意する
- ・火を消すまでその場を離れない
- ・再び燃え出さないよう、完全に火が消えたことを確認する

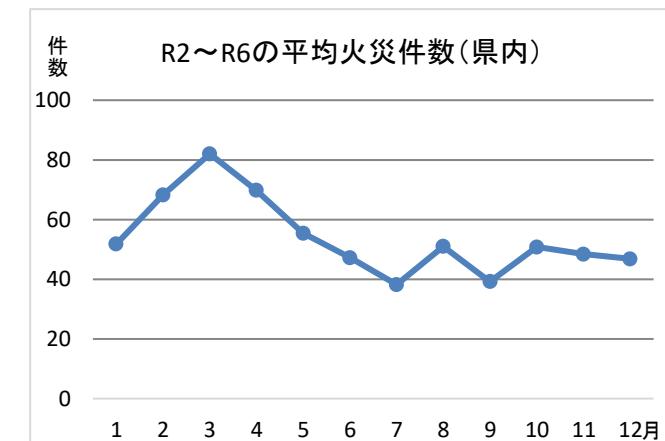
◆住宅防火 いのちを守る10のポイントー4つの習慣・6つの対策ー

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときはときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



★ 2025年度 全国統一防火標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 県内の令和7年6月時点の設置率は82.0%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率(令和7年6月時点)が7月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は84.9%、岐阜県における設置率は82.0%となっており、前回の82.1%から0.1ポイントの減少となります。

47都道府県中、岐阜県の設置率は31番目となります。

○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部(寝室が2階以上の場合)

・新設住宅 平成18年6月～ 既存住宅 平成23年6月～

設置率: 設置義務のある場所の一部
分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率: 設置義務のある場所すべてに設置している住宅の割合

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R7.6	R6.6		R7.6
全国	84.9%	84.5%	0.4	65.8%
岐阜県	82.0%	82.1%	-0.1	63.1%



あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。